

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和8年厚生労働省令第 89 号。以下「改正省令」という。)及び労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示(令和8年厚生労働省告示第 204 号。以下「改正告示」という。)が令和8年4月 28 日に公布され、令和9年4月1日から施行することとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

改正省令及び改正告示は、長時間労働と慢性腎臓病発症リスク等業務との関係や、血清クレアチニン検査で既存項目では把握できない腎機能低下者を把握できること等を踏まえ、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく一般健康診断のうち、雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、海外派遣労働者の健康診断に血清クレアチニン検査を追加すること等から、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号。以下「労基則」という。)、有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。)及び特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。)等及び関係告示について所要の改正を行ったものである。

第2 改正省令の要点

1 血清クレアチニン検査の追加(安衛則第43条から第45条の2まで関係)

雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断に血清クレアチニン検査を追加するものであること。あわせて、本項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができること。

2 喀痰検査の削除(安衛則第44条から第45条の2まで関係)

定期健康診断、特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断において義務

づけられている喀痰検査を廃止するものであること。

3 肝機能検査の酵素名の変更(安衛則第 43 条、有機則別表並びに特化則別表第3及び別表第4関係)

安衛則第 43 条第1項第7号、有機則別表(2)下段、特化則別表第3の(17)、(24)、(32)から(34)、(36)、(37)及び(42)から(45)の各下段並びに別表第4の(13)、(18)、(25)、(33)から(36)の各下段の肝機能検査の酵素名について、最新の国際臨床化学連合(International Federation of Clinical Chemistry and Laboratory Medicine, IFCC)勧告に示される名称に変更するものであること。

4 健康診断結果報告、健康診断個人票及び健康管理手帳の様式変更(安衛則第 52 条、様式第5号、様式第8号及び様式第9号並びに有機則様式第3号関係)

第2の1及び2の改正に伴い、安衛則第 52 条の健康診断結果報告及び安衛則様式第5号の健康診断個人票の記載事項の対象に血清クレアチニン検査を追加し、喀痰検査を削除するものであること。

また、第2の3の改正に伴い、安衛則様式第5号、様式第8号(9及び 11)及び様式第9号(9及び 11)並びに有機則様式第3号の肝機能検査の酵素名の変更を行うものであること。

5 高度プロフェッショナル制度に係る「臨時の健康診断」の項目の追加(労基則第 34 条の2関係)
第2の1の改正に伴い、労基則第 34 条の2第 13 項第1号に定める高度プロフェッショナル制度における臨時の健康診断の項目に血清クレアチニン検査を追加するものであること。

6 施行期日(改正省令附則第1条関係)

改正省令は、令和9年4月1日から施行すること。

7 経過措置(改正省令附則第3条から第6条関係)

ア 改正前の取り扱いと同様に、事業者は、当分の間、改正後の安衛則第 52 条第1項に規定する方法による同項の報告に代えて、同項各号に掲げる事項を記載した書面により当該報告をすることができること。(附則第3条関係)

イ 施行日前に交付した健康管理手帳について、施行日後も使用できること。(附則第4条関係)

ウ 改正省令の施行の際現に改正省令による改正前の省令(以下「旧省令」という。)の規定によりされている報告は、改正省令による改正後の省令の規定による報告とみなすこと。(附則第5条第1項関係)

エ 改正省令の施行の際現に存する、旧省令に定める様式による用紙は、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、必要な改訂をした上で、使用することができることとしたこと。(附則第5条第2項関係)

オ 改正省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。(附則第6条関係)

第3 改正告示の要点

労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成 10 年労働省告示第 88 号)及び労働安全衛生規則第四十五条第三項において準用する同令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成 22 年厚生労働省告示第 26 号)について、血清クレアチニン検査の項目に係る厚生労働大臣が定める基準を 40 歳未満の者とする事。

また、上記2つの告示及び労働安全衛生規則第四十五条の二第四項において準用する同令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成元年労働省告示第 46 号)について、喀痰検査の項目に係る厚生労働大臣が定める基準については、改正省令による喀痰検査の削除に伴い削除すること。

第4 改正省令の細部事項

1 血清クレアチニン検査の追加(安衛則第 43 条から第 45 条の2まで関係)

改正省令により追加された血清クレアチニン検査については、長時間労働による発症リスクがある慢性腎臓病を検査するものであること。健康診断個人票(様式第5号)に記載する eGFR (estimated Glomerular Filtration Rate) (以下「eGFR」という。)の計算方法は同様式の備考欄に記載しているほか、安衛則第 52 条において労働基準監督署長に報告することとしている血清クレアチニン検査の有所見者数は、eGFR の値を用いて判断すること。

2 喀痰検査の削除(安衛則第 44 条から第 45 条の2まで関係)

喀痰検査の削除は、検討会報告書において、胸部エックス線検査の結果に基づき結核感染が疑われる者については、結核蔓延を最小限に留めるため、健診機関での喀痰検査の実施を待たず、速やかに医療機関の受診勧奨を行うことが適当であるとされたことを踏まえたものであるため、健診機関や事業者においては、胸部エックス線検査の結果を踏まえ、結核感染が疑われる者に対して医療機関への速やかな受診勧奨を行うこと。

また、喀痰検査の結果については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第2条第3項に規定する「要配慮個人情報」に該当するものであり、施行後は労働安全衛生法令に基づく健診項目ではなくなるため、同法第 20 条第2項第1号に規定する「法令に基づく場合」に該当せず、事業者が労働者本人の同意を得ずに収集できる情報ではなくなることから、喀痰検査の結果を取得する際は、あらかじめ本人の同意を要する等、同法に基づく取り扱いが必要となることに留意すること。

3 肝機能検査の酵素名の変更(安衛則第 43 条、様式第5号、様式第8号及び様式第9号、有機則別表及び様式第3号、特化則別表第3及び別表第4関係)

事業者や労働者自身が健康診断の結果を見て労働者の健康状態を把握できることが重要であり、肝機能検査の酵素名の変更について、事業者や労働者が旧名称の方が理解しやすい等の状況がある場合については、健診機関における事業者や労働者への健康診断の結果の通知について、必要に応じ、新名称と旧名称を併記する等しても差し支えないこと。

第5 関係通達の一部改正等

1 関連通達の一部改正

記の第2の6の施行日において、平成 29 年8月4日付け基発 0804 第4号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」(以下、「旧通達」という。)を別添1のとおり改正し、「定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて」(令和2年 12 月 23 日付け基発 1223 第7号)、「定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて」(令和5年3月 31 日付け基発 0331 第 12 号)を廃止する。

なお、旧通達の別添についても、あわせて廃止する。

また、記の第2の6の施行日において、令和元年7月 12 日付け基発 0712 第2号・雇均発 0712 第2号「「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法関係の解釈について」の一部改正について」を別添2のとおり改正する。

2 肝機能検査の酵素名の変更について

第5の1のほか、これまでに発出した通達のうち、肝機能検査の酵素名については、次表のとおり読み替えること。

読み替え後	読み替え前
AST	GOT
ALT	GPT
γ-GT	γ-GTP
アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ	血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ
アラニンアミノトランスフェラーゼ	血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ
ガンマグルタミルトランスフェラーゼ	血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ
	ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ

平成 29 年8月4日付け基発 0804 第4号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」

改正後	改正前
基発 0804 第4号 平成 29 年8月4日 <u>改正 基発 0428 第 10 号</u> <u>令和8年4月 28 日</u> 都道府県労働局長 殿 厚生労働省労働基準局長 (公 印 省 略) <u>一般健康診断における健康診断項目の取扱い等について</u> 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 66 条に基づく<u>一般健康診断(労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「規則」という。)第 43 条に基づく雇入時の健康診断、規則第 44 条に基づく定期健康診断、規則第 45 条に基づく特定業務従事者の健康診断及び規則第 45 条の2に基づく海外派遣労働者の健康診断をいう。)</u>については、<u>これまでに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づく特定健康診査の在り方等の検討、「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」や「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」を</u>	基発 0804 第4号 平成 29 年8月4日 都道府県労働局長 殿 厚生労働省労働基準局長 (公 印 省 略) <u>定期健康診断等における診断項目の取扱い等について</u> 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。)に基づく<u>定期健康診断等については、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づく特定健康診査の在り方等の検討と併せて、「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」を開催し、その在り方等について検討を行い、別添のとおり取りまとめを行ったところである。</u> については、本検討を踏まえて、<u>労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「規則」という。)第 43 条に基づく雇入時の健康診断、規則第 44 条に基づく定期健康診断、規則第 45 条に基づく特定業務</u>

<u>開催し、検討してきたところである。</u> ついては、本検討を踏まえて、<u>規則に基づく上記の健康診断の健康診断項目</u>に関する取扱い、留意事項等を下記のとおりとしたので、関係者への周知徹底を図るとともに、的確な実施に遺憾なきを期されたい。 なお、下記については、特定健康診査の新たな取扱い等と併せて実施することが必要であることから、特定健康診査との整合性を取った血中脂質検査、血糖検査、尿検査等については、平成 30 年 4 月 1 日からの取扱いとすること。 1 肝機能検査 <u>ALT、γ-GT</u> は、肝機能障害の把握とともに、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症予測能があるとされたため、医師からの意見聴取の際及び必要な措置を講じる際に留意すること。 <u>なお、事業者や労働者に手交する健康診断の結果に記載する肝機能検査の酵素名については、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和8年厚生労働省令第 89 号)により、名称が変更されているところであるが、必要に応じ、新名称と旧名称を併記する等しても差し支えないこと。</u> 2 血中脂質検査 <u>血中脂質検査は、引き続き LDL コレステロール、HDL コレステロール、トリグリセライドを項目とする。LDL コレステロールの評価に当たっては、フリードワルド式によって総コレステロールから求める方法(ただし、トリグリセライド 400mg/dl 以上や食後採血の場合には Non-HDL コレステロールにて評価する。)、又は、本検査の円滑な実施等のため、LDL コレステロール直接測定法によることも引き続き可能とする。</u>	<u>従事者の健康診断、規則第 45 条の 2 に基づく海外派遣労働者の健康診断の診断項目</u>に関する取扱い、留意事項等を下記のとおりとしたので、関係者への周知徹底を図るとともに、的確な実施に遺憾なきを期されたい。 なお、下記については、特定健康診査の新たな取扱い等と併せて実施することが必要であることから、特定健康診査との整合性を取った血中脂質検査、血糖検査、尿検査等については、平成 30 年 4 月 1 日からの取扱いとすること。 1 肝機能検査 <u>GPT、γ-GTP</u> は、肝機能障害の把握とともに、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症予測能があるとされたため、医師からの意見聴取の際及び必要な措置を講じる際に留意すること。 2 血中脂質検査 <u>引き続き LDL コレステロール、HDL コレステロール、トリグリセライドを項目とする。LDL コレステロールの評価方法を従前は示していなかったところであるが、その評価に当たっては、フリードワルド式によって総コレステロールから求める方法、(ただし、トリグリセライド 400mg/dl 以上や食後採血の場合には Non-HDL コレステロールにて評価する。)、又は、本検査の円滑な実施等のため、LDL コレステロール直接測定法によること</u>
---	---

LDL コレステロールを、フリードワルド式によって総コレステロールから求める場合には、健康診断個人票の備考欄に総コレステロール値を分かるように記載するとともに、トリグリセライド 400mg/dl 以上や食後採血の場合に Non-HDL コレステロールにて評価する場合には、備考欄に Non-HDL コレステロール値を分かるように記載すること。

よって、血中脂質検査においては、HDL コレステロール及びトリグリセライドとともに、本人の状況等を産業医等の医師が判断して総コレステロール又は LDL コレステロール(直接測定法)を選択した 3 データを測定する。この際、備考欄に、食後からの採血時間を記載すること。

なお、トリグリセライド(中性脂肪)の量の検査については、やむを得ず空腹時 以外に採血を行った場合は、食直後(食事開始時から 3.5 時間未満)を除き随時中性脂肪により検査を行うことを可とする。

注)・フリードワルド式による LDL コレステロール

＝総コレステロール－HDL コレステロール－トリグリセライド/5

・Non-HDL コレステロール＝総コレステロール－HDL コレステロー

ル

3 血糖検査

血糖検査は、空腹時血糖又は随時血糖によることを原則としてきたが、ヘモグロビン A1c 検査を行った場合についても、血糖検査を実施したものとする。

また、ヘモグロビン A1c(NGSP 値)を測定せずに随時血糖による血糖検査を行う場合は、食直後(食事開始時から 3.5 時間未満)を除いて実施することとする。

も引き続き可能とする。

LDL コレステロールを、フリードワルド式によって総コレステロールから求める場合には、今後は、健康診断個人票の備考欄に総コレステロール値を分かるように記載するとともに、トリグリセライド 400mg/dl 以上や食後採血の場合に Non-HDL コレステロールにて評価する場合には、備考欄に Non-HDL コレステロール値を分かるように記載すること。なお、備考欄に、食後からの採血時間を記載すること。

よって、血中脂質検査においては、HDL コレステロール及びトリグリセライドとともに、本人の状況等を産業医等の医師が判断して総コレステロール又は LDL コレステロール(直接測定法)を選択した 3 データを測定する。

3 血糖検査

血糖検査は、空腹時血糖に加え随時血糖を認めることとしたので、空腹時血糖又は随時血糖を健康診断項目とすること。

また、HbA1c は、過去 1～3 か月程度の平均血糖値を反映したものであること、就業上の措置においても活用できる場合があること等から、医師が必要と認めた場合には同一検体等を利用して実施することが望ましい検査項目とする。

なお、血糖検査は原則空腹時に行われるべきではあるが、やむを得

	ず食事摂取後に行われる場合で、検査値を特定健康診査に活用するときは、食直後の採血(特定健康診査では食直後の採血は食事開始から3.5時間未満の採血としている。)は避ける必要がある。 また、HbA1c については、1)糖尿病の罹患者でその後の状況を把握し就業上の措置において活用する場合、2)糖尿病の発症リスクの予測因子(BMI、血圧等)、従前の検査値等を勘案し、血糖値に加えてHbA1c 値により糖尿病であるか否か診断し就業上の措置において活用する場合などが考えられることに留意すること。 なお、本通達をもって平成10年12月15日付け基発第697号「一般健康診断における血糖検査の取扱いについて」及び平成20年1月17日付け基発第0117001号保発第0117003号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」の別紙の4のうち、血糖検査についてヘモグロビン A1c 検査で代替させることが可能である取扱いを廃止することとする。
4 (略)	4 (略)
5 尿検査及び血清クレアチニン検査	5 尿検査等
尿検査については、尿中の糖及び蛋白の有無の検査を実施しているが、血清クレアチニン検査については、長時間労働による発症リスクがある慢性腎臓病を検査するものであること。なお、健康診断個人票(規則様式第5号)に記載するeGFRの計算方法は同様式の備考欄に記載しているほか、安衛則第52条において労働基準監督署長に報告することとしている血清クレアチニン検査の有所見者数はeGFRの値を用いて判断すること。	尿検査については、尿中の糖及び蛋白の有無の検査を実施しているが、糖尿病性腎症の原因と考えられる高血糖、腎硬化症の原因と考えられる高血圧等の基礎疾患を含めて労働者の健康状態等を勘案しながら医師が必要と認めた場合には、従来の検査項目に加え、血清クレアチニン検査を、血液検査に用いた検体と同一検体等を利用して実施することが望ましいこと。
6 胸部エックス線	(新設)

<u>健康診断機関や事業者においては、胸部エックス線検査の結果を踏まえ、結核感染が疑われる者に対して医療機関への速やかな受診勧奨を行うこと。</u> <u>7</u> (略) <u>8</u> 健康診断を実施する場合の留意 (1) 一部においては、血液検査等の省略の判断を医師でない者が一律に行うなど、適切に省略の判断が行われていないことが懸念される。規則第 44 条第 2 項及び同項を準用する規則第 45 条第 3 項により、厚生労働省告示に基づく、血糖検査、貧血検査等を省略する場合の判断は、一律な省略ではなく、経時的な変化や自他覚症状を勘案するなどにより、個々の労働者ごとに医師が省略が可能であると認める場合においてのみ可能であること。 (2) (略) <u>9</u> その他 (1) 労働者が健康診断時に医療機関で治療中である場合には、その際の健康診断は、労働者本人の負担を軽減する観点から、<u>胸部エックス線写真</u>など主治医において既に取得されているデータを取得、活用し診断すること。 (2) (略)	<u>6</u> (略) <u>7</u> 健康診断を実施する場合の留意 (1) 一部においては、血液検査等の省略の判断を医師でない者が一律に行うなど、適切に省略の判断が行われていないことが懸念される。規則第 44 条第 2 項により、厚生労働省告示に基づく、血糖検査、貧血検査等を省略する場合の判断は、一律な省略ではなく、経時的な変化や自他覚症状を勘案するなどにより、個々の労働者ごとに医師が省略が可能であると認める場合においてのみ可能であること。 (2) (略) <u>8</u> その他 (1) 労働者が健康診断時に医療機関で治療中である場合には、その際の健康診断は、労働者本人の負担を軽減する観点から、エックス線写真など主治医において既に取得されているデータを取得、活用し診断すること。 (2) (略)
---	--

別添2

令和元年7月12日付け基発 0712 第2号・雇均発 0712 第2号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法関係の解釈について」の一部改正について」

改正後	改正前
基発 0712 第2号 雇均発 0712 第2号 令和元年7月12日 <u>改正 基発0428第11号</u> <u>令和8年4月28日</u> 都道府県労働局長 殿 厚生労働省労働基準局長 （公 印 省 略） 厚生労働省雇用環境・均等局長 （公 印 省 略） 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法関係の解釈について」の一部改正について（略） 1 （略） 2 記の第5を第6とし、第4を第5とし、第3の次に以下を加える。 第4 高度プロフェッショナル制度(法第 41 条の2関係) (略)	基発 0712 第2号 雇均発 0712 第2号 令和元年7月12日 都道府県労働局長 殿 厚生労働省労働基準局長 （公 印 省 略） 厚生労働省雇用環境・均等局長 （公 印 省 略） 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法関係の解釈について」の一部改正について（略） 1 （略） 2 記の第5を第6とし、第4を第5とし、第3の次に以下を加える。 第4 高度プロフェッショナル制度(法第 41 条の2関係) (略)

＜臨時の健康診断に係る項目の省略＞		＜臨時の健康診断に係る項目の省略＞	
問 34	(略)	問 34	(略)
答 34	労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 44 条第1項第3号及び第8号から第 12 号までに掲げる項目(同項第3号に掲げる項目にあつては、身長 ¹ の検査に限る。)について、本人同意の対象となる期間中に当該項目に係る臨時の健康診断を実施している場合には、当該事業場で選任した産業医又は労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師の判断により、対象労働者の健康状態に応じて、項目ごとに実施を省略することとしても差し支えない。	答 34	労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 44 条第1項第3号及び第8号から第 11 号までに掲げる項目(同項第3号に掲げる項目にあつては、身長 ¹ の検査に限る。)について、本人同意の対象となる期間中に当該項目に係る臨時の健康診断を実施している場合には、当該事業場で選任した産業医又は労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師の判断により、対象労働者の健康状態に応じて、項目ごとに実施を省略することとしても差し支えない。
(略)		(略)	

基発 0804 第4号
平成 29 年8月4日
改正 基発 0428 第 10 号
令和8年4月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

一般健康診断における健康診断項目の取扱い等について

労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。)第66条に基づく一般健康診断(労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「規則」という。)第 43 条に基づく雇入時の健康診断、規則第 44 条に基づく定期健康診断、規則第 45 条に基づく特定業務従事者の健康診断及び規則第 45 条の 2 に基づく海外派遣労働者の健康診断をいう。)については、これまでに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づく特定健康診査の在り方等の検討、「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」や「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」を開催し、検討してきたところである。

については、本検討を踏まえて、規則に基づく上記の健康診断の健康診断項目に関する取扱い、留意事項等を下記のとおりとしたので、関係者への周知徹底を図るとともに、的確な実施に遺憾なきを期されたい。

なお、下記については、特定健康診査の新たな取扱い等と併せて実施することが必要であることから、特定健康診査との整合性を取った血中脂質検査、血糖検査、尿検査等については、平成 30 年 4 月 1 日からの取扱いとすること。

記

1 肝機能検査

ALT、 γ -GT は、肝機能障害の把握とともに、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症予測能があるとされたため、医師からの意見聴取の際及び必要な措置を講じる際に留意すること。

なお、事業者や労働者に手交する健康診断の結果に記載する肝機能検査の酵素名については、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和8年厚生労働省令第 89 号)により、名称が変更されているところであるが、必要に応じ、新名称と旧名称を

併記する等しても差し支えないこと。

2 血中脂質検査

血中脂質検査は、引き続き LDL コレステロール、HDL コレステロール、トリグリセライドを項目とする。LDL コレステロールの評価に当たっては、フリードワルド式によって総コレステロールから求める方法(ただし、トリグリセライド 400mg/dl 以上や食後採血の場合には Non-HDL コレステロールにて評価する。)、又は、本検査の円滑な実施等のため、LDL コレステロール直接測定法によることも引き続き可能とする。

LDL コレステロールを、フリードワルド式によって総コレステロールから求める場合には、健康診断個人票の備考欄に総コレステロール値を分かるように記載するとともに、トリグリセライド 400mg/dl 以上や食後採血の場合に Non-HDL コレステロールにて評価する場合には、備考欄に Non-HDL コレステロール値を分かるように記載すること。

よって、血中脂質検査においては、HDL コレステロール及びトリグリセライドとともに、本人の状況等を産業医等の医師が判断して総コレステロール又は LDL コレステロール(直接測定法)を選択した 3 データを測定する。この際、備考欄に、食後からの採血時間を記載すること。

なお、トリグリセライド(中性脂肪)の量の検査については、やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、食直後(食事開始時から 3.5 時間未満)を除き随時中性脂肪により検査を行うことを可とする。

注)・フリードワルド式による LDL コレステロール

＝総コレステロール－HDL コレステロール－トリグリセライド/5

・Non-HDL コレステロール＝総コレステロール－HDL コレステロール

3 血糖検査

血糖検査は、空腹時血糖又は随時血糖によることを原則としてきたが、ヘモグロビン A1c 検査を行った場合についても、血糖検査を実施したものとする。

また、ヘモグロビン A1c(NGSP 値)を測定せずに随時血糖による血糖検査を行う場合は、食直後(食事開始時から 3.5 時間未満)を除いて実施することとする。

4 貧血検査

貧血検査(血色素量及び赤血球数の検査)の医師による省略の判断においては、貧血は、高齢期のみならず、若年の女性にも一定程度見られることから、8(1)の留意事項に留意すること。

5 尿検査及び血清クレアチニン検査

尿検査については、尿中の糖及び蛋白の有無の検査を実施しているが、血清クレ

アチニン検査については、長時間労働による発症リスクがある慢性腎臓病を検査するものであること。なお、健康診断個人票(規則様式第 5 号)に記載する eGFR の計算方法は同様式の備考欄に記載しているほか、安衛則第 52 条において労働基準監督署長に報告することとしている血清クレアチニン検査の有所見者数は eGFR の値を用いて判断すること。

6 胸部エックス線

健康診断機関や事業者においては、胸部エックス線検査の結果を踏まえ、結核感染が疑われる者に対して医療機関への速やかな受診勧奨を行うこと。

7 自覚症状及び他覚症状の有無の検査

「他覚症状」に関するものについては、昭和 47 年基発第 601 号に基づき、受診者本人の訴え及び問視診に基づき異常の疑いのある事項を中心として医師の判断により検査項目を選定して行うとしているが、その際の選定して行う検査項目は、打診、聴診、触診などの臨床診察的な手法による検査であること。特殊健康診断の対象とされていない化学物質を取り扱う労働者については、必要に応じて事業者と健康診断を実施する医師等が連携し、安全データシート(SDS)で記載されている健康影響が見られるか否か等の調査を行うことが重要であることに留意すること。

8 健康診断を実施する場合の留意

(1)一部においては、血液検査等の省略の判断を医師でない者が一律に行うなど、適切に省略の判断が行われていないことが懸念される。規則第 44 条第 2 項及び同項を準用する規則第 45 条第 3 項により、厚生労働省告示に基づく、血糖検査、貧血検査等を省略する場合の判断は、一律な省略ではなく、経時的な変化や自他覚症状を勘案するなどにより、個々の労働者ごとに医師が省略が可能であると認める場合においてのみ可能であること。

(2)健康診断の実施を委託する場合には、委託先の健康診断機関が、精度管理を含め健康診断を適切に実施しているかについての報告を求める等適切な管理を実施すること。

9 その他

(1)労働者が健康診断時に医療機関で治療中である場合には、その際の健康診断は、労働者本人の負担を軽減する観点から、胸部エックス線写真など主治医において既に取得されているデータを取得、活用し診断すること。

(2)法第 66 条の 4 に基づく医師等からの意見聴取の対象となるか否かを示す健康診断個人票の「医師の診断」の欄に記入する際には、健康診断項目のいずれかに所見

があった場合、経時的な変化も勘案して記入すること。

基 発 0712 第 2 号
雇 均 発 0712 第 2 号
令和元年 7 月 12 日
改正 基 発 0428 第 11 号
令和 8 年 4 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

厚生労働省雇用環境・均等局長
(公 印 省 略)

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法関係の解釈について」の一部改正について

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）第 1 条の規定による改正後の労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「法」という。）関係の解釈については、平成 30 年 12 月 28 日付け基発 1228 第 15 号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法関係の解釈について」（以下「解釈通達」という。）により通知したところである。

今般、法第 41 条の 2 に規定する高度プロフェッショナル制度に関し、労働基準法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 29 号）及び労働基準法第 41 条の 2 第 1 項の規定により同項第 1 号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針（平成 31 年厚生労働省告示第 88 号）が平成 31 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、解釈通達を下記のとおり改正するので、了知の上、取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

- 1 本文を次のように改める。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号。以下「整備法」という。）第 1 条の規定による改正後の労働基準法

(昭和 22 年法律第 49 号。以下「法」という。)、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成 30 年厚生労働省令第 112 号)第 1 条及び労働基準法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成 31 年厚生労働省令第 29 号)第 1 条の規定による改正後の労働基準法施行規則(昭和 22 年厚生省令第 23 号。以下「則」という。)、労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針(平成 30 年厚生労働省告示第 323 号。以下「指針」という。))及び労働基準法第 41 条の 2 第 1 項の規定により同項第 1 号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針(平成 31 年厚生労働省告示第 88 号。以下「高プロ指針」という。))の内容等については、平成 30 年 9 月 7 日付け基発 0907 第 1 号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法の施行について」及び平成 31 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法及び労働安全衛生法の施行について(新労基法第 41 条の 2 及び新安衛法第 66 条の 8 の 4 関係)」により通知したところであるが、これらの解釈については下記によることとするので、了知の上、取扱いに遺漏なきを期されたい。

2 記の第 5 を第 6 とし、第 4 を第 5 とし、第 3 の次に以下を加える。

第 4 高度プロフェッショナル制度(法第 41 条の 2 関係)

＜労使委員会の決議を変更する場合＞	
問 1	法第 41 条の 2 第 1 項に規定する委員会(以下「労使委員会」という。)の決議について、決議内容の変更のため再決議する場合、再度、所轄労働基準監督署長に届け出る必要があるか。また、再決議で決議内容が変更されず同内容だった場合、再度、所轄労働基準監督署長に届け出る必要があるか。
答 1	再度、届出が必要である。決議の届出が高度プロフェッショナル制度の効力の発生要件であることから、再決議をして決議内容が変更された場合や再決議で決議内容が変更されず同内容だった場合にも、当該決議を所轄労働基準監督署長に届け出なければ、当該決議に基づく高度プロフェッショナル制度の効力が発生しないこととなる。
＜再決議した場合の本人同意＞	
問 2	労使委員会の決議について、その有効期間中に内容を変更するため再決議した場合、改めて対象労働者(法第 41 条の 2 第 1 項に規定する対象労働者をいう。以下同じ。)の同意(以下「本人

	同意」という。)を得る必要があるか。
答 2	再決議における決議の内容の変更点が、則第 34 条の 2 第 2 項に規定する「同意を得るための書面」(以下この答において「同意書面」という。)又は則第 34 条の 2 第 4 項に規定する「合意するための書面」(以下この答において「合意書面」という。)において、個々の対象労働者が同意又は合意した事項に係るものである場合は、対象労働者本人の同意又は合意を取り直す必要がある。再決議における決議の内容の変更点が、同意書面又は合意書面において、個々の対象労働者が同意又は合意した事項に係るものの以外の事項にとどまる場合には、当該個々の対象労働者について同意又は合意を取り直す必要はないが、変更した決議の内容について当該個々の対象労働者に書面で明示するとともに、対象労働者は本人同意の撤回ができる旨を周知することが適当である。なお、決議の内容が変更されたことにより、対象業務や対象労働者の範囲の対象外となった場合には、同意の問題ではなく、高度プロフェッショナル制度の適用から外れることとなる。
＜労使委員会の労働者代表委員＞	
問 3	労使委員会の構成員のうち、当該事業場の労働者を代表する者(以下「労働者代表委員」という。)に高度プロフェッショナル制度の対象労働者になり得る労働者やその上司(法第 41 条第 2 号に規定する監督若しくは管理の地位にある者を除く。以下同じ。)を指名することは可能か。
答 3	可能である。ただし、これらの者が労働者代表委員になったことが、当該対象労働者になり得る労働者の本人同意の判断に影響させてはならない。
＜本社事業場以外の事業場に係る決議＞	
問 4	本社事業場以外の事業場で高度プロフェッショナル制度を導入する場合において、本社事業場における労使委員会で本社事業場以外の事業場に係る決議をすることは可能か。
答 4	労使委員会の決議は、高度プロフェッショナル制度を導入しようとする事業場ごとに行わなければならない。
＜労使委員会の運営規程＞	
問 5	労使委員会の運営規程は必ず作成しなければならないか。また、運営規程についての同意を得るために労使委員会を開催しなければならないか。
答 5	則第 34 条の 2 の 3 において準用する則第 24 条の 2 の 4 第 4 項の規定により、労使委員会の招集、定足数、議事その他労使委

	員会の運営について必要な事項に関する規程（運営規程）を定めなければならない。 また、同条第5項の規定により、使用者は運営規程の作成又は変更について労使委員会の同意を得なければならない。
＜決議の有効期間と本人同意の対象となる期間＞	
問6	決議の有効期間と本人同意の対象となる期間が一致していない場合、決議の有効期間満了時に再決議を行えば、本人同意は有効のままか。
答6	決議の有効期間満了時に再決議され、決議の有効期間が継続される場合であっても、対象労働者の本人同意を取り直す必要がある。 なお、本人同意の対象となる期間中であっても、決議の有効期間満了時に再決議を行わない場合は、当該決議の有効期間満了をもって、高度プロフェSSIONAL制度は適用されなくなる。
＜「職務」に関する事前チェックの可否＞	
問7	労使委員会において、使用者が個別の対象労働者について定めた職務（法第41条の2第1項第2号イの職務をいう。以下同じ。）の内容を事前にチェックすることはできるか。
答7	職務については、法第41条の2第1項第2号イの規定により、労使委員会の決議の後に、使用者と対象労働者との間で個別に合意するものである。なお、事業場独自の取組として、使用者が労働者に提示する則第34条の2第4項に規定する「合意するための書面」の案について、労使委員会において、業務量が適切か等について事前にチェックすることは可能である。
＜決議の有効期間中の廃止・再決議＞	
問8	決議の有効期間の途中で労使委員会において決議の上、前の決議を無効にし、有効期間を新たに定めて決議することは可能か。 （例えば、10月1日から1年間の有効期間を定めて決議を行ったが、事業年度が翌年の4月1日からとなるので、そちらに合わせる場合）
答8	労使委員会の委員の5分の4以上の決議により、決議を廃止することは可能である。その上で、決議を廃止した日以降の新たな有効期間を定めて決議することも可能である。 この場合、再決議における決議の内容の変更点が、則第34条の2第2項に規定する同意書面（以下この答において「同意書面」という。）又は則第34条の2第4項に規定する合意書面（以下この答において「合意書面」という。）において、個々の対象労働

	者が同意又は合意した事項に係るものである場合は、対象労働者本人の同意又は合意を取り直す必要がある。再決議における決議の内容の変更点が、同意書面又は合意書面において、個々の対象労働者が同意又は合意した事項に係るもの以外の事項にとどまる場合には、当該個々の対象労働者について同意又は合意を取り直す必要はないが、変更した決議の内容について当該個々の対象労働者に書面で明示するとともに、対象労働者は本人同意の撤回ができる旨を周知することが適当である。
<本人同意と職務の合意に用いる書面の併用>	
問 9	則第 34 条の 2 第 2 項に規定する「同意を得るための書面」と、則第 34 条の 2 第 4 項に規定する「合意するための書面」を一つの書面にまとめることは可能か。
答 9	則第 34 条の 2 第 4 項に規定する「合意するための書面」は、使用者と対象労働者との間で、具体的な業務内容等について合意するものである。一方、則第 34 条の 2 第 2 項に規定する「同意を得るための書面」は、使用者が対象労働者に対し、高度プロフェッショナル制度が適用された場合には、法第 4 章で定める労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定が適用されないこと等について同意を得るものである。 これらは紛れることのないように別個の書面とすることが望ましいが、一つの書面にまとめる場合でも、則第 34 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項について対象労働者が同意し、かつ、同条第 4 項各号に掲げる事項について対象労働者と合意したことがそれぞれ明らかとなっていれば差し支えない。
<本人同意を得るに当たっての時間的余裕の確保>	
問 10	高プロ指針の第 2 の 2 において、本人同意を得るに当たっては、あらかじめ当該指針に掲げる事項を書面で明示することが適当であるとされているが、「あらかじめ」の定義如何。
答 10	「あらかじめ」とは、対象労働者が制度の適用について同意するかどうか判断するのに十分な時間的余裕を確保することをいう。
<制度が無効と判断された場合の再適用>	
問 11	高度プロフェッショナル制度が法第 41 条の 2 第 1 項第 3 号から第 5 号までに規定するいずれかの措置を講じていないことにより、制度の法律上の効果が生じないと判断された場合、決議の有効期間中であれば、再度、対象労働者の同意を得て、高度プロフェッショナル制度を適用することは可能か。

答 11	使用者が法第 41 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する健康管理時間を把握する措置又は法第 41 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する選択的措置を講じておらず、高度プロフェッショナル制度の法律上の効果が生じないと判断された場合には、決議の有効期間中であれば、使用者による健康管理時間を把握する措置又は選択的措置の実施を確保できるよう、必要な措置を検討し、当該効果が生じないと判断された労働者に対し、当該効果が生じないと判断された事実の内容を具体的に十分に説明した上で本人同意を取り直し、当該措置を使用者が講ずる場合には高度プロフェッショナル制度を適用することは可能である。この場合において、必要な措置を検討した結果、決議の内容を変更するため再決議した場合には、問 2 に記載のとおり、本人同意等の手続をとることとなる。 なお、適用の効果は将来に向けてのみ有効であり、無効であった期間を遡及して有効にするものではない。 しかしながら、法第 41 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する年間 104 日の休日を取得できないことが確定した場合には、決議の有効期間の残りの期間において、再度高度プロフェッショナル制度を適用することはできない。
＜本人同意及び職務に関する電磁的記録の提供の方法＞	
問 12	則第 34 条の 2 第 2 項及び第 4 項の「当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供を受ける方法」とは何か。
答 12	「当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供を受ける方法」とは、当該書面に対象労働者本人が署名その他必要事項を記載したものを PDF ファイルに読み込み、電子メール等に添付し送信させる方法をいう。
＜職務の明確性の程度＞	
問 13	高プロ指針第 3 の 2(1)イ（イ）においては、職務の明確性として「当該対象労働者の業務の内容、責任の程度及び職務において求められる成果その他の職務を遂行するに当たって求められる水準」が具体的に定められていることを求めているが、どの程度の具体性が求められるのか。
答 13	職務については、労使当事者において可能な限り具体的に定めるものであり、対象労働者の職務の内容とそれ以外の職務の内容との区別が客観的になされている必要がある。したがって、業務の内容が抽象的に定められており、使用者の一方的な指示により業務を追加することができるものは、職務が明確に定められているとはいえない。また、職務を定めるに当たり、働き方の裁量を

	失わせるような業務量や成果を求めるものではないことが必要である。
＜職務の範囲の変更＞	
問 14	法第 41 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により労使委員会で決議した業務（以下「対象業務」という。）の範囲内であれば、対象労働者と職務の範囲について合意し直すことは可能か。
答 14	可能である。
＜対象業務の適否の判断＞	
問 15	個々の事業場で行われる対象業務について、何をもって法第 41 条の 2 第 1 項第 1 号及び則第 34 条の 2 第 3 項の要件を満たすと判断するのか。
答 15	高プロ指針第 3 の 1 に示された対象業務の解釈・具体例に照らし、個別の業務の実態をみて判断するものである。
＜対象業務に付随する業務の取扱い＞	
問 16	対象業務に常態として従事しているが、これに付随して対象業務とならないその他の業務を行うことがあるが、その場合、高度プロフェッショナル制度の適用対象となるか。
答 16	対象業務に関連する情報・資料の収集、整理、加工等のように、対象業務を遂行する上で当然に付随する業務は、それらも含めて全体が対象業務となるものである。なお、対象労働者は、対象業務に常態として従事していることが必要であり、対象業務に加え、対象業務以外の業務に常態として従事している者は、対象労働者には該当しない。
＜複数の対象業務に該当する場合＞	
問 17	対象労働者が従事する業務の内容が則第 34 条の 2 第 3 項の対象業務の複数の対象業務に該当する場合でも、高度プロフェッショナル制度の適用対象となるか。
答 17	則第 34 条の 2 第 3 項の対象業務に該当する限り、対象労働者が従事する業務の内容が複数の対象業務に該当する場合であっても、決議の内容及び職務に関する合意を前提に、高度プロフェッショナル制度を適用することは可能である。
＜対象業務以外の業務をともに行う場合＞	
問 18	則第 34 条の 2 第 3 項は、対象業務を限定列挙したものか。対象業務と対象業務以外の業務をともに行っている場合の取扱い如何。
答 18	則第 34 条の 2 第 3 項は、高度プロフェッショナル制度の対象業務を限定列挙したものである。

	対象労働者は、対象業務に常態として従事していることが必要であり、対象業務に加え、対象業務以外の業務に常態として従事している者は、対象労働者には該当しない。
＜出勤日に関する指示の可否＞	
問 19	使用者は、対象労働者に対して出勤日について指示を行うことができるか。
答 19	対象労働者には、働く時間帯の選択や時間配分について自らが決定できる広範な裁量が認められている必要があり、使用者は、対象労働者に対し、一定の日に業務に従事するよう指示を行うことはできない。ただし、休日を確実に取得させるため、対象労働者に対し、働く時間帯の選択や時間配分についての裁量を阻害しない範囲において一定の日に休日を取得するよう求めることとしては可能である。また、使用者が、全社的な所定労働日などを参考として伝えることは妨げられないが、対象労働者はそれに従う必要はない。
＜年収要件に算入される手当＞	
問 20	法第 41 条の 2 第 1 項第 2 号ロの「労働契約により使用者から支払われると見込まれる賃金」には、具体的にどのような手当が含まれるのか。
答 20	名称の如何にかかわらず、労働契約において「月〇万円」など一定の具体的な額をもって支払うことが定められている手当は含まれるが、「1 か月の定期券代相当の額」など一定の具体的な額や最低保障額が定められておらず、労働契約締結後の事情の変化等により支給額が変動し得る手当は含まれない。
＜業績給の取扱い＞	
問 21	法第 41 条の 2 第 1 項第 2 号ロの「労働契約により使用者から支払われると見込まれる賃金」について、業績給（業績に応じて支給額が変動する賃金をいう。）の取扱い如何。
答 21	業績給の業績連動部分などその支給額があらかじめ確定されていない賃金は含まれないが、業績にかかわらず支払われる最低保障額が定められている場合には、その最低保障額は含まれることとなる。
＜制度の適用を受ける期間が 1 年未満の場合の年収要件の考え方＞	
問 22	高度プロフェッショナル制度の適用を受ける期間が 1 年未満の対象労働者の場合、法第 41 条の 2 第 1 項第 2 号ロの要件（年間 1,075 万円以上）を満たしているかどうかはどのように判断するのか。

答 22	高度プロフェッショナル制度が適用される期間に確実に支払われることが見込まれる賃金を 1 年間当たりの賃金の額に換算し、その額が 1,075 万円以上となるか否かによって判断することとなる。 なお、換算の計算は、按分により行う。例えば、高度プロフェッショナル制度の適用対象としようとする期間が 6 か月であり、確実に支払われる賃金が 500 万円である場合には、$500 \text{ 万円} \times 12/6 = 1,000 \text{ 万円}$となり、要件を満たさない。なお、按分した結果 1 円未満の端数が生じた場合は、すべて切り捨てなければならない。
＜制度適用前後の賃金額＞	
問 23	高プロ指針第 2 の 5 において、「賃金の額が対象となる前の賃金の額から減ることにならないようにすること」と明記されているが、この対象となる前の賃金の額には、割増賃金も含まれるか。
答 23	割増賃金も含めて、高度プロフェッショナル制度の対象となる前の賃金の額から減ることにならないようにすることが必要である。このことは、従前の賃金が割増賃金を含まずに年間 1,075 万円を上回っている場合も同様である。
＜休憩時間を把握していない場合＞	
問 24	健康管理時間について、労使委員会で休憩時間を除くことを決議していたが、実際には始業時刻と終業時刻しか把握しておらず、休憩時間を把握していなかった場合は、決議に違反することとなるため、高度プロフェッショナル制度の法律上の効果は生じないこととなるか。
答 24	健康管理時間が把握されていないこととなり、高度プロフェッショナル制度の法律上の効果は生じない。 なお、休憩時間を除くことを決議していないにもかかわらず、休憩時間を除いた時間を健康管理時間としていた場合にも、健康管理時間の把握が適切になされているとはいえない。
＜健康管理時間を把握していない場合＞	
問 25	高度プロフェッショナル制度の対象労働者が複数いる場合において、このうち一人の対象労働者の健康管理時間が把握されていなかった場合には、その他の対象労働者についても高度プロフェッショナル制度は適用されなくなるか。
答 25	法第 41 条の 2 第 1 項第 3 号から第 5 号までの措置を講じているかどうかは、対象労働者ごとに判断されるものである。一人の対象労働者に対してこれらの措置が講じられていない場合であ

	っても、他の対象労働者に対してはこれらの措置が講じられているのであれば、それらの対象労働者については高度プロフェッショナル制度の適用は否定されない。
＜本人同意の対象となる期間が1年未満の場合における休日の付与＞	
問 26	本人同意の対象となる期間が1年未満の場合、年間104日以上 の休日の与え方はどうか。
答 26	本人同意の対象となる期間に応じて、104日を按分した日数について休日を与えなければならない。例えば、本人同意の対象となる期間が6か月の場合には、$104 \times 6 / 12 = 52$ 日となる。なお、按分した結果1日未満の端数が生じた場合は、端数は1日に繰り上げなければならない。
＜4週間を通じ4日以上の日を確保できなかった場合＞	
問 27	指針第3の4(1)ロにおいて、「1年間を通じ104日以上の日について、対象労働者に与えることができないことが確定した時点から、高度プロフェッショナル制度の法律上の効果は生じない。」とされているが、4週間を通じ4日以上の日を確保できなかった場合も同じか。
答 27	4週間を通じ4日以上の日を確保できなかった場合は、確保できなくなることが確定した時点から高度プロフェッショナル制度の法律上の効果が生じないこととなる。 なお、4週間を通じ4日以上の日を確保できなかった場合については、当該4週間の期間中には、再度、本人同意を得ることはできない。
＜予定と異なる日に休日を取得した場合＞	
問 28	対象労働者が年間の休日の取得予定とは異なる日に休日を取得する場合の取扱い如何。特に、法第41条の2第1項第4号の104日以上の日確保と①取得予定日と異なる日に休日を取得した場合、②年次有給休暇（法第39条の規定による有給休暇をいう。以下同じ。）を取得した場合、③事業場において独自に設けられた特別休暇を取得した場合との関係如何。
答 28	①高度プロフェッショナル制度の対象労働者は、休日の取得についても使用者の具体的な指示を受けないものであり、取得予定日と異なる日に休日を取得したとしても、法第41条の2第1項第4号の要件を満たす限り高度プロフェッショナル制度は有効である。②年次有給休暇は、法第41条の2第1項第4号の日には含まれない。③事業場において独自に設けられた特別休暇についても、年次有給休暇と同様に、法第41条の2第1項第4号

	の休日には含まれない。
＜選択的措置の考え方＞	
問 29	法第 41 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する措置（以下「選択的措置」という。）について、対象労働者ごとに別々の措置を講じることは可能か。また、対象労働者に対し、複数選択して実施することは可能か。
答 29	決議において定めれば可能である。
＜複数の選択的措置を決議した場合＞	
問 30	選択的措置を複数選択して実施することを決議した場合、決議した措置のうち 1 つでも実施できなかったときは、高度プロフェッショナル制度の法律上の効果が生じないこととなるのか。
答 30	選択的措置を複数選択して実施することを決議した場合、決議した措置のうち 1 つでも実施できなければ、法第 41 条の 2 第 1 項第 5 号に違反することとなり、当該措置が実施されなかった対象労働者については、当該措置が実施されなかった時点から、高度プロフェッショナル制度の法律上の効果は生じないこととなる。
＜本人同意の対象となる期間が 1 年未満の場合の 2 週間の連続休暇＞	
問 31	本人同意の対象となる期間が 1 年未満の場合、選択的措置について、2 週間の連続休日（法第 41 条の 2 第 1 項第 5 号ハ）を決議したときは、当該休日について按分して与えることとしてよいのか。
答 31	本人同意の対象となる期間が 1 年未満の場合であっても、当該措置を選択した場合には、2 週間連続の休日を実際に取得させなければならない。
＜2 週間の連続休暇における有給休暇の取扱い＞	
問 32	法第 41 条の 2 第 1 項第 5 号ハの 2 週間連続の休日には、年次有給休暇を取得した日もカウントしてよいのか。
答 32	法第 41 条の 2 第 1 項第 5 号ハは、年次有給休暇を取得した日も含めて、連続 2 週間について休日確保することを規定したものである。なお、条文において「使用者が当該期間において、第三十九条の規定による有給休暇を与えたときは、当該有給休暇を与えた日を除く。」とあるのは、年次有給休暇を与えた日については休日を与える必要はない旨を規定したものである。
＜臨時の健康診断の実施時期＞	
問 33	選択的措置について、臨時の健康診断（法第 41 条の 2 第 1 項第 5 号ニに規定する健康診断をいう。以下同じ。）を決議した場

	合、当該措置はいつまでに実施すればよいか。
答 33	臨時の健康診断を実施すべき時期については、決議及び就業規則その他これに準ずるもので定めるところによる。なお、1 か月の健康管理時間を算定した日又は労働者からの申出があった日から 1 か月以内に実施することが適当である。
< 臨時の健康診断に係る項目の省略 >	
問 34	本人同意の対象となる期間中に臨時の健康診断を実施している場合、当月に実施する臨時の健康診断の項目については省略できるか。
答 34	労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 44 条第 1 項第 3 号及び第 8 号から第 12 号までに掲げる項目（同項第 3 号に掲げる項目にあっては、身長検査に限る。）について、本人同意の対象となる期間中に当該項目に係る臨時の健康診断を実施している場合には、当該事業場で選任した産業医又は労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師の判断により、対象労働者の健康状態に応じて、項目ごとに実施を省略することとしても差し支えない。
< 選択的措置を講じていない場合の制度の効力 >	
問 35	選択的措置について、それぞれ措置を実施していなかった場合、どの時点から高度プロフェッショナル制度の法律上の効果が生じないこととなるか。
答 35	< 法第 41 条の 2 第 1 項第 5 号イの措置を実施していなかった場合 > 休息時間の確保がなされていないと判断される時点及び深夜業の回数制限については決議で定められた回数を超えた日から、高度プロフェッショナル制度の法律上の効果が生じない。 なお、決議で定めた深夜業の回数制限を超えた場合については、当該回数を超えた月中は、再度、本人同意を得ることはできない。 < 法第 41 条の 2 第 1 項第 5 号ロの措置を実施していなかった場合 > 1 週間当たりの健康管理時間が 40 時間を超えた場合におけるその超えた時間について、1 か月又は 3 か月について決議で定めた上限を超えたときから、高度プロフェッショナル制度の法律上の効果は生じない。 なお、決議で定めた 1 か月又は 3 か月の上限を超えた場合については、当該 1 か月又は 3 か月の期間中は、再度、本人同意を得

	ることはできない。 ＜法第 41 条の 2 第 1 項第 5 号ハの措置を実施していなかった場合＞ 連続 2 週間について休日を確保できないことが確定した日から高度プロフェッショナル制度の法律上の効果は生じない。 なお、この場合については、本人同意の対象となる期間中に再度、本人同意を得ることはできない。 ＜法第 41 条の 2 第 1 項第 5 号ニの措置を実施していなかった場合＞ 臨時の健康診断については、1 か月の健康管理時間を算定した日又は労働者からの申出があった日から決議及び就業規則その他これに準ずるもので定める期間内に実施していなかったときから、高度プロフェッショナル制度の法律上の効果が生じない。 なお、臨時の健康診断を実施するまでは、再度、本人同意を得ることはできない。
＜選択的措置として決議しなかった措置を健康・福祉確保措置として決議した場合＞	
問 36	法第 41 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する措置のうち、労使委員会において選択的措置として決議したもの以外の措置について、健康・福祉確保措置（同項第 6 号に規定する措置をいう。以下同じ。）として決議した場合に、当該健康・福祉確保措置を実施しなかった場合は、高度プロフェッショナル制度の法律上の効果は生じないこととなるか。
答 36	法第 41 条の 2 第 1 項第 6 号に基づく健康・福祉確保措置は、労使委員会における決議事項であり、その実施の有無は、高度プロフェッショナル制度の法律上の効果に影響しないが、法令及び決議に基づき、労使委員会における決議事項である健康・福祉確保措置が適切に講じられる必要がある。
＜健康・福祉確保措置として実施する面接指導の要件＞	
問 37	則第 34 条の 2 第 14 項第 2 号において「健康管理時間が一定時間を超える」と規定されているが、「一定時間」とは具体的に何時間のことか。
答 37	則第 34 条の 2 第 14 項第 2 号の措置を決議する場合においては、対象労働者の健康管理時間をどのような期間について評価し、どのような要件に該当した対象労働者を当該措置の対象とするかも含め、事業場の実情に応じ、労使委員会で決議することとなる。なお、「一定時間」の時間数について、整備法による改正

	後の労働安全衛生法第 66 条の 8 の 4 に規定する時間数を超えることは法の趣旨から認められない。
＜産業医の意見と対象労働者の裁量＞	
問 38	則第 34 条の 2 第 14 項第 2 号の面接指導の事後措置について、産業医から健康管理時間を短縮するように意見が出された場合には、対象労働者について、時間に関する裁量が失われることとなり、高度プロフェッショナル制度の法律上の効果が生じなくなるのではないか。
答 38	健康・福祉確保措置として実施した面接指導の事後措置について、産業医から健康管理時間を短縮するように意見が出され、必要な措置が実施された場合においても、そのことをもって直ちに時間に関する裁量が失われるものではなく、個別の事案に応じて判断される必要がある。
＜健康・福祉確保措置として付与する代償休日＞	
問 39	則第 34 条の 2 第 14 項第 3 号の代償休日とはどのようなものか。
答 39	則第 34 条の 2 第 14 項第 3 号の代償休日とは、長時間にわたって労働したことに対する代償措置として、年次有給休暇、法第 41 条の 2 第 1 項第 4 号の休日、同項第 5 号ハの休日とは別に付与することが求められるものである。また、代償休日を付与したことを理由に対象労働者の賃金を減額することは認められない。
＜心とからだの健康問題についての相談窓口の設置＞	
問 40	健康・福祉確保措置について、心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること（則第 34 条の 2 第 14 項第 4 号）を決議した場合において、労働者の相談がなかったときでも措置を実施したことになるか。
答 40	心とからだの健康問題についての相談窓口は、これを設置していれば、実際に相談がなかったとしても措置を実施したこととなる。
＜健康・福祉確保措置として実施する保健指導＞	
問 41	則第 34 条の 2 第 14 項第 6 号の「保健指導」とはどのようなものか。
答 41	則第 34 条の 2 第 14 項第 6 号の保健指導とは、医師又は保健師により実施されるものである。 保健指導の方法としては、面談による個別指導、文書による指導等の方法があること。また、保健指導の内容としては、日常生活面での指導、健康管理に関する情報の提供、再検査又は精密検

	査の受診の勧奨、医療機関で治療を受けることの勧奨等があること。
＜産業医等による助言・指導＞	
問 42	則第 34 条の 2 第 14 項第 6 号の「産業医等による助言若しくは指導」とはどのようなものか。
答 42	「産業医等による助言若しくは指導」とは、産業医等が使用者又は衛生管理者等に対し、対象労働者の健康管理等について、助言・指導を行うことをいう。
＜産業医等への情報提供＞	
問 43	臨時の健康診断の結果や面接指導（則第 34 条の 2 第 14 項 2 号に規定する面接指導をいう。以下同じ。）の結果に基づく医師の意見を勘案した当該対象労働者への措置の内容について、当該事業場で選任した産業医又は労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師（以下「選任された医師」という。）に情報提供する必要があるか。
答 43	臨時の健康診断や面接指導の結果に基づく医師の意見を勘案した当該対象労働者への措置の内容については、労働安全衛生法に基づく定期健康診断や医師による面接指導の場合に準じて、選任された医師に情報提供することが望ましい。
＜同意の撤回及び苦情処理措置における「担当者」の考え方＞	
問 44	同意の撤回に関する手続及び苦情処理措置に関して、決議に当たり定めることとされている事項のうち、申出先となる「担当者」とは個人名まで特定する必要があるのか。
答 44	同意の撤回に関する手続及び苦情処理措置において申出先となる「担当者」を決議するに当たっては、当該担当者を特定できる職名を決議することで足りる。
＜罰則との関係＞	
問 45	高度プロフェッショナル制度と罰則の関係如何。
答 45	＜制度の法律上の効果が生じなくなった場合＞ 高度プロフェッショナル制度の要件を満たさず、制度の法律上の効果が生じなくなったときは、一般の労働時間制度が適用されることとなり、法第 32 条、第 37 条等の規定に違反する場合には、それらの規定に係る罰則の対象となる。 ＜労使委員会の決議を周知していない場合＞ 法第 106 条の規定に違反し、法第 120 条第 1 号の罰則の対象となる。 ＜労使委員会の決議を 3 年間保存していない場合＞

	労使委員会の決議は、法第 109 条に規定する「その他労働関係に関する重要な書類」に該当し、これを 3 年間保存していない場合は、同条に違反することとなり、法第 120 条第 1 号の罰則の対象となる。
<対象労働者数が 0 人の場合の定期報告>	
問 46	労使委員会で決議を行ったが、決議の有効期間中に高度プロフェッショナル制度の適用を受けた労働者数が 0 人の場合であっても、所轄労働基準監督署長に対して法第 41 条の 2 第 2 項の報告をする必要はあるか。
答 46	則第 34 条の 2 の 2 第 1 項において、定期報告は、決議が行われた日から起算して 6 か月以内ごとにしなければならないとされており、決議の有効期間中であれば、対象期間中に高度プロフェッショナル制度の適用を受けた労働者の有無にかかわらず、報告が必要である。
<繁忙期のみに制度を適用することの可否>	
問 47	毎年、1 年間を通じて繁忙期の数か月間についてのみ、労働者に高度プロフェッショナル制度を適用して、対象業務に就かせることは可能か。
答 47	対象業務は、働く時間帯の選択や時間配分について自らが決定できる広範な裁量が労働者に認められている業務でなければならない。当該特定の繁忙期が生じる業務がそもそも対象業務となりうるかについては、業務の実情に応じて慎重な判断が必要である。仮に、法令の要件を満たしたとしても、設問のような事例は、望ましくない。
<有期労働契約を締結している労働者への適用>	
問 48	有期労働契約を締結している者に高度プロフェッショナル制度を適用できるか。
答 48	指針第 2 の 4 において、「本人同意の対象となる期間を 1 か月未満とすることは、労働者が対象業務に従事する時間に関する裁量を発揮しがたいこととなるため認められない。」とされており、1 か月未満の有期労働契約（契約を反復更新して 1 か月を超える場合を除く）を締結する労働者に適用することは認められない。
<派遣労働者への適用>	
問 49	派遣労働者に高度プロフェッショナル制度を適用できるか。
答 49	労働者派遣法第 44 条第 5 項において、法第 41 条の 2 の規定について、派遣先の使用者が対象労働者を対象業務に就かせた場合も含めて適用する旨の規定は設けておらず、派遣労働者に高度プ

	ロフェッショナル制度を適用することはできない。
<新卒者への適用>	
問 50	新卒者に高度プロフェッショナル制度を適用できるか。
答 50	法令の要件を満たす限り、新卒者について高度プロフェッショナル制度を適用することは可能である。ただし、高プロ指針第3の2に定められているとおり、対象労働者の範囲を一定の職務経験年数を有する労働者に限ることを決議で定めることも可能であり、仮に決議で新卒者には適用しないこととしている場合には、適用することはできない。
<制度の効果が生じなくなった場合の割増賃金の計算方法>	
問 51	選択的措置を実施しなかったこと等により、高度プロフェッショナル制度の法律上の効果が生じなくなった場合における法第37条の割増賃金の計算方法如何。
答 51	高度プロフェッショナル制度の法律上の効果が生じなくなった月に支払われる賃金(法第37条第5項及び則第21条に規定する割増賃金の基礎となる賃金に算入しないものを除く。)及び一般労働者の所定労働時間を基礎として算定する。
<年次有給休暇に係る使用者による時季指定の取扱い>	
問 52	高度プロフェッショナル制度の対象労働者についても法第39条第7項の規定(使用者による年次有給休暇の時季指定義務)は適用されるか。
答 52	高度プロフェッショナル制度の対象労働者についても、法第39条第7項の規定は適用される。なお、対象労働者があらかじめ年間の休日の取得予定を決定するときに、併せて年次有給休暇の取得時季があらかじめ予定されていることが望ましい。
<母性保護規定との関係>	
問 53	法の母性保護関係の規定について、対象労働者はどのように取り扱うのか。
答 53	法第66条第1項(変形労働時間制の適用制限)及び第2項(時間外労働及び休日労働の制限)並びに第67条(育児時間)の規定は適用されないが、それ以外の規定については適用される。



(号 外)
発 行 内 閣 府
(原稿作成 国立印刷局)

目 次

〔省 令〕

○電気通信事業報告規則の一部を改正する省令 (総務六七)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働八七)

○社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則等の一部を改正する省令 (同八八)

○労働安全衛生規則等の一部を改正する省令 (同八九)

〔法 規 的 告 示〕

○出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第五十五号に規定する法務大臣の定める特定自動車運送業準備外国人支援計画及び特定自動車運送業準備雇用契約の基準等を定める件の一部を改正する件 (法務三六)

○派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件 (厚生労働二〇〇)

○派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件 (同二〇一)

○事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針の一部を改正する件 (同二〇二)

○短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針の一部を改正する件 (同二〇三)

○労働安全衛生規則第四十四條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示 (同二〇四)

〔その他告示〕

○短時間・有期雇用労働者対策基本方針 (厚生労働二〇五)

○種苗法第十三條第一項及び第二十一條の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件 (農林水産六四七)

○花巻空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件 (国土交通五九一)

○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件 (防衛一二六)

〔官庁報告〕

基本測量関係事項公告 (国土交通省)

〔公 告〕

諸 事 項

裁判所

破産、免責、再生関係
特殊法人等

共済組合定款の一部変更・改正 (参議院・警察・裁判所・農林水産省・林野庁)・国立研究開発法人土木研究所役員の任命の公表、独立行政法人大学入試センター試験問題作成者、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記載紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録換え・登録取消し・職務上の氏名の使用・指定法の付記・記載紛失、日本弁護士連合会懲戒処分関係

地方公共団体

教育職員免許状取上げ処分、行旅死人関係
会社その他

会社決算公告

第四十二條 事業者は、常時使用する労働者を雇入れるときは、当該労働者に對し、次の項目について医師による健康診断を受けなければならぬ。ただし、医師による健康診断を受けた後、二ヶ月を経過しない者を雇入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相當する項目については、この限りでない。

一、六、（略）

七、ア、ハ、キ、ク、ニ、ヘ、ロ、ハ、ニ、エ、ヲ、セ、（カ、シ）、ア、ラ、ニ、ア、ミ、ト、ノ、ス、ク、エ、ヲ、
ゼ、（ム、エ）及びガ、ン、グ、ル、タ、ル、ト、ノ、ス、ク、エ、ヲ、セ、（ア、イ、ウ）の検査（次条第一項、
七号において「機能検査」といふ。）

八、九、（略）

十、十一、血、清、リ、ソ、レ、ア、ニ、テ、二、檢、査
（略） 十二、十三

（雇入時の健康診断）

改 正 後

第一條 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令
労働安全衛生規則の一部改正

令和八年四月二十八日

○厚生労働省令第百八十九号
労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四十二条の二第二項第五号二並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第三十五号）第一項並びに第百十五号の二の規定に基づき、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令次のように定める。

の揭示場に揭示し、又は公示事項を当該都道府県労働局に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができ、その状態に置く措置をとることにより行うものとする。

一 都道府県労働局の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 イターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五）に按定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

（新設）

（新設）

改 正 前

(風入時の健康診断)

第四十二条 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医簡による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。

一六 (陸) 七 血糖値 グラム・センチグラム・パーセント (G P)、八 血清アルブミン値 グラム・センチグラム・パーセント (G P T)、九 血清ビリルビン値 グラム・センチグラム・パーセント (G B P T) 及びガスターマルトリン・ペプチダーゼ (ア・ジー・P) の検査 (次条第一項第七号において「肝機能検査」という)

八・九 (陸) (新設)

十・十一 (陸) (新設)

(傍線部分は改正部分)

厚生労働大臣 上野賢一郎

昭和四十七年法律第五十七号）第六十六條第一項及び第二項、第六十六條の三、第六十七條第四項、

いては、なお従前の例による。

２ 第六条の規定による改正後の雇用保険法施行規則第九條第二項及び第三項（同令第十一條第二項）
（同令第六十五條の六第六項及び第六十五條の八第八項において準用する場合を含む。）、第十二條
第二項及び第六十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定は、前条第一号に掲げる規定の
施行の日以後には、同令第九條第一項（同令第六十六條第二項において準用する場合を含む。）、第十
一一條第二項（同令第六十五條の六第六項及び第六十五條の八第八項において準用する場合を含む。）第
二項又は第十三條第一項の規定による通知（以下この項に於て単に「通知」という。）について適用
し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

第三十二条の規定による改正後の労働者災害補償保険法施行規則第四十六條の規定、第五五條の規定に於ける健康被害者の救済に關する法律施行規則（以下「石綿救済規則」といふ。）第二労働省令第六十九號に於ける健康被害者の救済に關する法律施行規則（以下「石棉救済規則」といふ。）第七條の規定は、前條第二号に掲げる規定の施行の日以後にする公布迄について適用し、同日前にした公布迄については、前條第一号に掲げる規定の施行の日以後にする公布迄について適用し、同日前にした公布迄については、前

(通知の方法に関する経過措置)

一 第二条、第五条及び第七条の規定 所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）
附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）

行の日(令和八年五月二十一日)

第 二 条 この省令は、次の省令に掲げる区分に応じ、それぞれ当該該省令に定める日から施行する。

一 第一條、第三條、第四條及び第六條の規定がシタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのシタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第三條第三号に掲げる規定の施行

附則

第四十四条 事業者は、常時使用する労働者（第四十五条第一項に規定する労働者を除く）に対し、一年以内ごとに一回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。	
一、三（略）	四 胸部エックス線検査
五、九（略）	十 血清クレアチニン検査
十一、十二（略）	二 第一項第三号、第四号、第六号から第十号まで及び第十二号に掲げる項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないとき、省略することができる。
三、四（略）	三 第四十四条第二項及び第三項の規定は、第一項の健康診断において第四十四条第一項第六号から第十号まで及び第十二号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、前項の規定にかかわらず、医師が必要でないとき、当該項目の全部又は一部を省略して行うことができる。
第四十五条（特定業務従事者の健康診断）	
二 前項の健康診断（定期のものに限る）は、前回の健康診断において第四十四条第一項第六号から第十号まで及び第十二号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、前項の規定にかかわらず、医師が必要でないとき、当該項目の全部又は一部を省略して行うことができる。	
三 第四十四条第二項及び第三項の規定は、第一項の健康診断において準用する。この場合において、同条第三項中「第三号」及び「第四号」とあるのは「第三号」及び「第三号」とあるのは「六月間」と読み替えるものとする。	
四（略）	
第四十五条の二（略）	
二、三（略）	
四 第四十四条第二項の規定は、第一項及び第二項の健康診断について準用する。この場合において、同条第三項中「第三号」及び「第十二号」とあるのは「第三号」及び「第十二号」とあるのは「第三号」と読み替えるものとする。	
第五十二条 常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、健康診断（第四十四条又は第四十五条の健康診断であつて定期のものに限る。以下この項において同じ。）を行つたときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。	
一、六（略）	
七 第四十四条第一項第三号（能力の検査に限る）及び第四号から第十二号までに掲げる項目について健康診断を受けた労働者の当該項目ごとの数並びに当該項目について異常所見がある診断された労働者の当該項目ごとの数	
八、十（略）	
二（略）	

（定期健康診断）	
第四十四条 事業者は、常時使用する労働者（第四十五条第一項に規定する労働者を除く）に対し、一年以内ごとに一回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。	
一、三（略）	四 胸部エックス線検査及び喀痰検査
五、九（略）	十一、十二（略）
十三、十四（略）	二 第二項第三号、第四号、第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないとき、省略することができる。
三、四（略）	三 第四十四条第二項及び第三項の規定は、第一項の健康診断において準用する。この場合において、同条第三項中「二年間」とあるのは「六月間」と読み替えるものとする。
第四十五条（特定業務従事者の健康診断）	
二 前項の健康診断（定期のものに限る）は、前回の健康診断において第四十四条第一項第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、前項の規定にかかわらず、医師が必要でないとき、当該項目の全部又は一部を省略して行うことができる。	
三 第四十四条第二項及び第三項の規定は、第一項の健康診断において準用する。この場合において、同条第三項中「二年間」とあるのは「六月間」と読み替えるものとする。	
四（略）	
第四十五条の二（略）	
二、三（略）	
四 第四十四条第二項の規定は、第一項及び第二項の健康診断について準用する。この場合において、同条第三項中「第六号から第九号まで及び第十一号」とあるのは「第六号から第九号まで及び第十一号」と読み替えるものとする。	
第五十二条 常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、健康診断（第四十四条又は第四十五条の健康診断であつて定期のものに限る。以下この項において同じ。）を行つたときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。	
一、六（略）	
七 第四十四条第一項第三号（能力の検査に限る）及び第四号から第十一号までに掲げる項目について健康診断を受けた労働者の当該項目ごとの数並びに当該項目について異常所見がある診断された労働者の当該項目ごとの数	
八、十（略）	
二（略）	

様式第5号(第51条関係)(1)

健康診断個人票(雇入時)

様式第五号を次のように改める。

氏 名			生年月日	年 月 日	健診年月日	年 月 日
			性 別	男 ・ 女	年 齢	歳
業 務 歴			血 圧	(mmHg)		
既 往 歴			貧血検査	血色素量	(g/dl)	
				赤血球数	(万/mm ³)	
自覚症状			肝機能検査	A S T	(U/l)	
				A L T	(U/l)	
				γ-G T	(U/l)	
他覚症状			血中脂質検査	LDLコレステロール	(mg/dl)	
				HDLコレステロール	(mg/dl)	
				トリグリセライド	(mg/dl)	
			血糖検査	(mg/dl)		
			血清クレアチニン検査	血清クレアチニン	(mg/dl)	
身長 (cm)			eGFR	(ml/min/1.73m ²)		
体重 (kg)			尿 検 査	糖		ー＋++++
B M I				たん	白	
腹 囲 (cm)			心 電 図 検 査			
視 力	右	()	そ の 他 の 法 定 検 査			
	左	()	そ の 他 の 検 査			
聴 力	右 1000Hz	1 所見なし 2 所見あり	医 師 の 診 断			
	4000Hz	1 所見なし 2 所見あり				
	左 1000Hz	1 所見なし 2 所見あり	健康診断を実施した医師の氏名			
	4000Hz	1 所見なし 2 所見あり	医 師 の 意 見			
胸部エックス線検査	直接 間接 撮 影 年 月 日		意見述べた医師の氏名			
			歯科医師による健康診断			
			歯科医師による健康診断を実施した 歯 科 医 師 の 氏 名			
			歯 科 医 師 の 意 見			
フイルム番号	No.		意見述べた歯科医師の氏名			
備 考						

備 考

- 労働安全衛生規則第43条、第47条若しくは第48条の雇入時の健康診断又は労働安全衛生法第66条第4項の健康診断を行ったときに用いること。
- BMIは、次の算式により算出すること。 $BMI = \text{体重(kg)} / \text{身長(m)}^2$
- 「視力」の欄は、矯正していない場合は()外に、矯正している場合は()内に記入すること。
- eGFRは、次の算式により算出すること。 男性の場合： $eGFR = 194 \times \text{血清クレアチニン(mg/dl)}^{-1.094} \times \text{年齢}^{-0.287}$
女性の場合： $eGFR = 194 \times \text{血清クレアチニン(mg/dl)}^{-1.094} \times \text{年齢}^{-0.287} \times 0.739$
- 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。
- 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。
- 「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。
- 「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。

15 令和8年4月28日 火曜日

官 報

(号外第99号)

様式第5号(第51条関係) (2) (表面)

健康診断個人票

氏 名			生 年 月 日	年 月 日		雇 入 年 月 日	年 月 日	
			性 別	男 ・ 女				
健 診 年 月 日	年 月 日		年 月 日	年 月 日		年 月 日	年 月 日	
年 齢	歳		歳	歳		歳	歳	
他の法定特殊健康診断の名称								
業 務 歴								
既 往 歴								
自 覚 症 状								
他 覚 症 状								
身 長 (cm)								
体 重 (kg)								
B M I								
腹 囲 (cm)								
視 力	右	()	()	()	()	()	()	()
	左	()	()	()	()	()	()	()
聴 力	右 1000Hz	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり
	4000Hz	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり
	左 1000Hz	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり
	4000Hz	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり
検 査 方 法	1オーディオ 2その他	1オーディオ 2その他	1オーディオ 2その他	1オーディオ 2その他	1オーディオ 2その他	1オーディオ 2その他	1オーディオ 2その他	1オーディオ 2その他
胸 部 エ ッ ク ス 線 検 査	直接撮影 年月日	間接撮影 年月日	直接撮影 年月日	間接撮影 年月日	直接撮影 年月日	間接撮影 年月日	直接撮影 年月日	間接撮影 年月日
フ ィ ル ム 番 号	No.	No.	No.	No.	No.	No.	No.	No.
血 圧 (mmHg)								
貧 血 検 査	血 色 素 量 (g/dl)							
	赤 血 球 数 (万/mm ³)							
肝機能検 査	A S T (U/l)							
	A L T (U/l)							
	γ - G T (U/l)							
血中脂質検 査	LDLコレステロール(mg/dl)							
	HDLコレステロール(mg/dl)							
	トリグリセライド(mg/dl)							
血 糖 検 査 (mg/dl)								
血 清 ク レ ア ニ ン 検 査	血清クレアチニン(mg/dl)							
	eGFR (ml/min/1.73m ²)							
尿 検 査	糖	- + + + + +	- + + + + +	- + + + + +	- + + + + +	- + + + + +	- + + + + +	- + + + + +
	蛋 白	- + + + + +	- + + + + +	- + + + + +	- + + + + +	- + + + + +	- + + + + +	- + + + + +
心 電 図 検 査								

様式第5号(第51条関係) (2) (裏面)

健 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
そ の 他 の 法 定 検 査					
そ の 他 の 検 査					
医 師 の 診 断					
健康診断を実施した医師の氏名					
医 師 の 意 見					
意見を述べた医師の氏名					
歯科医師による健康診断					
歯科医師による健康診断を実施した 歯 科 医 師 の 氏 名					
歯 科 医 師 の 意 見					
意見を述べた歯科医師の氏名					
備 考					

備考

- 労働安全衛生規則第44条、第45条、第47条若しくは第48条の健康診断、労働安全衛生法第66条第4項の健康診断(雇入時の健康診断を除く。)又は同法第66条の2の健康診断を行つたときに用いること。
- 「他の法定特殊健康診断の名称」の欄には、当該労働者が特定の業務に就いていることにより行うことになっている法定の健康診断がある場合に、次の番号を記入すること。
(1. 有機溶剤 2. 鉛 3. 四アルキル鉛 4. 特定化学物質 5. 高気圧作業 6. 電離放射線
7. 石綿 8. じん肺)
- BMIは、次の算式により算出すること。 BMI=体重(kg)/身長(m)²
- 「視力」の欄は、矯正していない場合は()外に、矯正している場合は()内に記入すること。
- 「聴力」の欄の検査方法については、オーディオメーターによる場合は1に、オーディオメーター以外による場合は2に丸印をつけること。なお、労働安全衛生規則第44条第4項の規定により医師が適当と認める方法により行つた聴力の検査については、1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの区分をせずに所見の有無を1,000ヘルツの所に記入すること。
- eGFRは、次の算式により算出すること。 男性の場合: $eGFR = 194 \times \text{血清クレアチニン}(\text{mg/dl})^{-1.094} \times \text{年齢}^{-0.287}$
女性の場合: $eGFR = 194 \times \text{血清クレアチニン}(\text{mg/dl})^{-1.094} \times \text{年齢}^{-0.287} \times 0.739$
- 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の規定により都道府県労働局長の指示を受けて行つた健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。
- 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。
- 「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。
- 「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。

様式第5号(第51条関係) (3)

海外派遣労働者健康診断個人票(派遣前・帰国後)

様式第八号及び様式第九号中「GOT」を「AST」に、「GPT」を「ALT」に、「γ-GTP」を「γ-GT」に変更。

氏 名			生年月日	年 月 日	健診年月日	年 月 日
			性 別	男 ・ 女	年 齢	歳
業 務 歴			血 圧 (mmHg)			
既 往 歴			貧血検査	血色素量 (g/dl)		
				赤血球数 (万/mm ³)		
自覚症状			肝機能検査	A S T (U/l)		
				A L T (U/l)		
				γ - G T (U/l)		
他覚症状			血中脂質検査	LDLコレステロール (mg/dl)		
				HDLコレステロール (mg/dl)		
				トリグリセライド (mg/dl)		
身長 (cm)			血糖検査	(mg/dl)		
			血清クレアチニン検査	血清クレアチニン (mg/dl)		
体重 (kg)			尿検査	糖	- + + + + +	
B M I				たん	白	- + + + + +
腹 囲 (cm)			心 電 図 検 査			
視力	右	()	医師が必要であると認める項目			
	左	()				
聴力	右 1000Hz	1 所見なし 2 所見あり				
	4000Hz	1 所見なし 2 所見あり				
	左 1000Hz	1 所見なし 2 所見あり				
	4000Hz	1 所見なし 2 所見あり				
胸部エックス線検査	直接 間接 撮 影 年 月 日		そ の 他 の 検 査			
フィルム番号	No.		医 師 の 診 断			
			健康診断を実施した医師の氏名			
			医 師 の 意 見			
			意見を述べた医師の氏名			
備 考						

備考

- 労働安全衛生規則第45条の2の健康診断を行つたときに用いること。
- 表題中「派遣前」又は「帰国後」のうち、該当するものに丸印をつけること。
- BMIは、次の算式により算出すること。 BMI = 体重(kg) / 身長(m)²
- 「視力」の欄は、矯正していない場合は()外に、矯正している場合は()内に記入すること。
- eGFRは、次の算式により算出すること。 男性の場合: $eGFR = 194 \times \text{血清クレアチニン}(\text{mg/dl})^{-1.094} \times \text{年齢}^{-0.287}$
女性の場合: $eGFR = 194 \times \text{血清クレアチニン}(\text{mg/dl})^{-1.094} \times \text{年齢}^{-0.287} \times 0.739$
- 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。

改 正 後	改 正 前
（特定自動車運送業務備用契約の相手方となる本邦の公私の機関の選擇） 法務大臣が定める特定自動車運送業務備用契約により登録された送業務所（特定自動車運送業務備用契約により登録された送業務所）の全部の業務を委託する場合にあっては、第二号から第十一号まで、第十八号及び第十九号の各号に掲げるとおりとする。 （略） 一、十七 十八 特定自動車運送業務備用契約が次のいずれにも該当するものであること。 ハ 出入国管理及び難民認定法第七十八条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用法及び一 号特定技能外国	（特定自動車運送業務備用契約の相手方となる本邦の公私の機関の選擇） 法務大臣が定める特定自動車運送業務備用契約により登録された送業務所（特定自動車運送業務備用契約により登録された送業務所）の全部の業務を委託する場合にあっては、第二号から第十一号まで、第十八号及び第十九号の各号に掲げるとおりとする。 （略） 一、十七 十八 特定自動車運送業務備用契約が次のいずれにも該当するものであること。 ハ 出入国管理及び難民認定法第七十八条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用法及び一 号特定技能外国

改 正 後	改 正 前
（特定自動車運送業務備用契約の相手方となる本邦の公私の機関の選擇） 法務大臣が定める特定自動車運送業務備用契約により登録された送業務所（特定自動車運送業務備用契約により登録された送業務所）の全部の業務を委託する場合にあっては、第二号から第十一号まで、第十八号及び第十九号の各号に掲げるとおりとする。 （略） 一、十七 十八 特定自動車運送業務備用契約が次のいずれにも該当するものであること。 ハ 出入国管理及び難民認定法第七十八条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用法及び一 号特定技能外国	（特定自動車運送業務備用契約の相手方となる本邦の公私の機関の選擇） 法務大臣が定める特定自動車運送業務備用契約により登録された送業務所（特定自動車運送業務備用契約により登録された送業務所）の全部の業務を委託する場合にあっては、第二号から第十一号まで、第十八号及び第十九号の各号に掲げるとおりとする。 （略） 一、十七 十八 特定自動車運送業務備用契約が次のいずれにも該当するものであること。 ハ 出入国管理及び難民認定法第七十八条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用法及び一 号特定技能外国

法 規 的 告 示

（じん肺法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）
第二条 じん肺法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第百四十五号）附則第三条中「及び様式第六号から様式第六号の三まで」を「様式第六号の二及び様式第六号の三」に改める。
第三条 事業者は、当分の間、第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則第五十二条第一項に規定する方法による同項の報告に代えて、同項各号に掲げる事項を記載した書面により当該報告をすることができる。
第四条 この省令の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の労働安全衛生規則様式第八号による健康診断手帳は、同条の規定による改正後の労働安全衛生規則様式第八号による健康診断手帳にみなす。
第五条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令（次項において「旧省令」という。）の規定によりなされている報告は、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による報告とみなす。
第六条 この省令の施行の際現にある旧省令に定める様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り替へて使用することができる。
（附則の適用に関する経過措置）
第六条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○法務省告示第三十六号
出入国管理及び難民認定法第七十八条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用法及び一 号特定技能外国入支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車運送業務分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準（令和八年国土交通省告示第三十四号）の一部改正に伴い、出入国管理及び難民認定法第七十八条第一項第二号の規定に基づき自動車運送業務分野の表の欄に掲げる活動に定める件第五十五号に規定する法務大臣の定める特定自動車運送業務備外 国入支援計画及び特定自動車運送業務備用契約の基準等を定める件（令和七年二月十七日法務省告示第三十六号）の一部を次のように改正する。
令和八年四月二十八日
法務大臣 平口 洋
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに对应する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第二 派遣元事業主が講ずべき措置 一、十七（略） ハ 派遣労働者の雇用の安定及び福祉の増進等 （略） （二）特定有期雇用派遣労働者等について留意すべき事項 イ（略） ロ 派遣元事業主は、労働者派遣法第三十条第二項（同条第二項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）と同し）の規定により同条第一項の措置（以下「雇用安定措置」）	第二 派遣元事業主が講ずべき措置 一、十七（略） ハ 派遣労働者の雇用の安定及び福祉の増進等 （略） （二）特定有期雇用派遣労働者等について留意すべき事項 イ（略） ロ 派遣元事業主は、労働者派遣法第三十条第二項（同条第二項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）と同し）の規定により同条第一項の措置（以下「雇用安定措置」）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八号）第四十七条の十二の規定に基づき、派遣元事業主が講ずべき措置に關する指針（平成十一年労働省告示第三十七号）の一部を次の表のように改正し、令和八年十月一日から適用する。
厚生労働大臣 上野賢一郎
（傍線部分は改正部分）

二（略） 十九（略）	二（略） 十九（略）
定に基づき自動車運送業務分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（令和六年国土交通省告示第三十三号）第三十三号から第三十七号までのいずれにも該当すること。	定に基づき自動車運送業務分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（令和六年国土交通省告示第三十三号）第三十三号から第三十七号までのいずれにも該当すること。

附 則
（施行期日）
この告示は、公布の日から起算する。

○厚生労働省告示第 230 号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第四十四條第二項（第四十五條第三項及び第四十五條の二第四項において適用する場合を含む。）の規定に基づき、労働安全衛生規則第四十四條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示
令和八年四月二十八日
労働安全衛生規則第四十四條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示
（労働安全衛生規則第四十四條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正）
労働安全衛生規則第四十四條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成十年労働省告示第八十八号）の一部を次の表のように改正する。

改 正		後	
次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないとき、省略することができる。		省略することのできる者	
(略)	(略)	(前)	四十歳未満の者
(略)	(略)	(略)	(略)
改 正		前	
次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないとき、省略することができる。		省略することのできる者	
(略)	(略)	(前)	呼吸検査 一 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 二 胸部エックス線検査によって結核病のおそれがないと 診断された者 三 胸部エックス線検査の項の下欄に掲げる者
(略)	(略)	(略)	(略)
改 正		前	

（労働安全衛生規則第四十五條第三項において適用する同令第四十四條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正）
（労働安全衛生規則第四十五條第三項において適用する同令第四十四條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十二年厚生労働省告示第二十六号）の一部を次の表のように改正する。）
（傍線部分は改正部分）

改 正		後	
次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないとき、省略することができる。		省略することのできる者	
(略)	(略)	(前)	四十歳未満の者
(略)	(略)	(略)	(略)
改 正		前	
次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないとき、省略することができる。		省略することのできる者	
(略)	(略)	(前)	呼吸検査 一 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 二 胸部エックス線検査によって結核病のおそれがないと 診断された者
(略)	(略)	(略)	(略)
改 正		前	

厚生労働大臣 上野賢一郎

改 正		後	
次の表の上欄に掲げる項目については、同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないときは、省略することができる。		次の表の上欄に掲げる項目については、同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないときは、省略することができる。	
項 目	(前)	項 目	(前)
省略することのできる者	(略)	省略することのできる者	(略)
	(略)		(略)

改 正		前	
次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないときは、省略することができる。		次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないときは、省略することができる。	
項 目	(前)	項 目	(前)
省略することのできる者	(略)	省略することのできる者	(略)
	(略)		(略)

第三條 労働安全衛生規則第四十五條の二第四項において準用する同令第四十四條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正
(労働安全衛生規則第四十五條の二第四項において準用する同令第四十四條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正)
第三條 労働安全衛生規則第四十五條の二第四項において準用する同令第四十四條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を次の表のように改正する
(労働安全衛生規則第四十五條の二第四項において準用する同令第四十四條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を次の表のように改正する)

〇厚生労働省告示第二四四号

短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第五條第一項の規定に基づき、短時間・有期雇用労働者対策基本方針を次のように定め、令和八年十月一日から適用することとしたので、同条第五項の規定に基づき、告示する。なほ、短時間・有期雇用労働者対策基本方針（令和二年厚生労働省告示第二二二号）は、令和八年十月一日限り廃止する。

令和八年四月二十八日
厚生労働大臣 上野賢一郎
短時間・有期雇用労働者対策基本方針

短時間労働者の雇用管理の改善等に関しては、平成五年に短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号。以下「短時間労働者法」という。）を制定し、短時間労働者を労使双方にとって重要な就業形態として位置付け、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができ、平成十九年の短時間労働者法の改正においては、通常の労働者と同等すべき短時間労働者について差別取扱いを禁止する等の均等・均衡待遇の確保の規定を設けるとともに、通常の労働者への転換推進措置の導入等に関する規定を設けた。

平成二十六年の短時間労働者法の改正においては、短時間労働者の待遇の原則の新設、差別的取扱いの禁止の対象となる通常の労働者と同等すべき短時間労働者の範囲の拡大等により均等・均衡待遇の確保を進めるとともに、雇入れ時の短時間労働者への雇用管理の改善等の措置の内容の説明義務の新設等により、短時間労働者の所得性の向上等により一層推進するための措置を講じた。
有期雇用労働者の雇用管理等に関しては、平成十九年に制定した労働契約法（平成十九年法律第128号）の平成二十四年の改正において、同一の使用者ととの間の通算契約期間が五年を超える有期雇用労働者について、期間の定めのない労働契約への転換を可能とする規定や、期間の定めがあることを理由とした不合理な労働条件の相違を禁止する規定等を設けることにより、有期雇用労働者の雇用の安定や労働条件の改善を図ってきた。

また、平成三十三年には、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十三年法律第七十一号。以下「働き方改革関連法」という。）により、短時間労働者法及び労働契約法を一体的に改正し、短時間労働者法は短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理に関する法律（以下「法」という。）に改め、短時間労働者及び有期雇用労働者（以下「短時間・有期雇用労働者」という。）について、通常の労働者との間の不合理な待遇の相違を解消するための規定の整備や、短時間・有期雇用労働者に対する待遇に関する説明義務の強化、行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続の整備等を行った。あわせて、法第16条第1項等の規定に基づき、どのような待遇の相違が不合理なものであつて、働き方に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（平成三十三年厚生労働省告示第430号。以下「同一労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」という。）を定めた。

さらに、働き方改革関連法附則第12条第3項等に基づく検討の結果を踏まえ、令和八年には、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成五年労働省令第34号。以下「規則」という。）、事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針（平成十九年厚生労働省告示第326号）及び同一労働同一賃金ガイドラインを改正し、均等・均衡待遇のより一層の確保を図るとともに、短時間・有期雇用労働者に対する待遇に関する説明義務の改善や、公正な評価による待遇改善の促進等の措置を講じた。
また、短時間・有期雇用労働者の福祉の増進は、法の施行等によって確保されるだけでなく、他の関係法令に基づく施策等広範多岐にわたるものにより実現されるものである。これらを円滑かつ効果的に実施していくためには、その職業生活の動向を的確に把握した上で短時間・有期雇用労働者の就業状況の分析を、国が、短時間・有期雇用労働者の職業生活の動向についての現状と課題の分析を行い、その福祉の増進を図るため、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等を促進し、並びにその職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策等の基本となるべき事項を示すものである。
なお、本基本方針の運営に当たっては、労働政策審議会において、労働市場や短時間・有期雇用労働者の職業生活の動向、諸施策の実施状況等を定期的に確認するとともに、本基本方針について、変更の必要性があると判断した場合は、見直すこととする。

その他指針